

平成19年度廃棄物処理等科学研究費公募要領

平成19年4月13日

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成19年度の廃棄物処理等科学研究費による「廃棄物対策推進事業」を公募します。

募集内容は...

「廃棄物対策推進事業」

研究を主な事業とする法人が行う研究成果等の普及、外国人研究者の招へいなど日本人研究者の海外への派遣による廃棄物に関する研究を支援するための事業であって、前年度に行われた「廃棄物処理対策研究事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の有意義な成果を普及させるために行う事業並びに3R特別枠に係る研究事業を支援するための国際会議の開催等を行う事業を対象とします。

本事業の募集期間は...

平成19年度分事業：

平成19年4月13日午後1時から平成19年5月7日午後5時まで

本事業に関するお問い合わせは...

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話番号 03-3581-3351(内線6858)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号(中央合同庁舎5号館26階)

廃棄物対策推進事業

1 目的

本事業は、「廃棄物処理対策研究事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」において実施した課題の有意義な成果についての普及及びその他の研究事業の支援を目的とします。

2 公募対象とする事業

次の事業をすべて実施するものを対象とします。

前年度に行われた「廃棄物処理対策研究事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の有意義な成果を効果的に普及させる事業

「廃棄物処理対策研究事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」で行われたアスベストに係る課題の成果を効果的に普及させる事業(とは別に実施する)

既に終了した課題(平成12・13・14年度終了課題)の追跡調査を行い、その有意義な成果を効果的に普及させる事業

来年度の「廃棄物処理対策研究事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の公募に係る広報事業

3Rイニシアティブ特別枠に係る研究事業を支援するため、アジア地域の廃棄物管理・3R分野の専門家によるネットワークに向けて、適正な国際資源循環及び廃棄物適正管理システムの構築に関して検討する国際的な会議について、環境省が提示する関係組織と協力して企画・運営・開催する事業

その他研究事業を支援するための外国人研究者の招へい及び日本人研究者の海外派遣の事業

3 公募について

(1) 応募に際しての要件

事業の実施期間は採択後から平成20年3月31日とします。

応募できる者は、研究を主な事業目的としている法人(日本の法人格を有しているもの)であって、応募に当たっては当該事業に係る事務連絡等を行うための担当者(事務連絡担当者)を選出していただきます。

(2) 応募の手続きについて

申請者について

応募の申請は、法人の代表者が行ってください。代表者とは、事務連絡担当者が当該事業の事務連絡を担当することを承諾する立場であって、かつ、補助金の管理・運用を当該法人が行うことを保証できる立場にある者とします。

経理担当者について

補助金の管理、運用は対象となる法人で行うこととなります。そのため、事務連絡担当者とは別に、経理に係る連絡等を担当する者（経理担当者）を選出していただくこととなります。その際、経理担当者は実質的に経理に係る作業を行っている方を選出してください。

応募方法について

応募に必要な書類は以下の通りです。

- イ 廃棄物処理等科学研究費補助金 実施計画書（以下、実施計画書）
- ロ 商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本（廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱第3条3項に掲げるハ、ホ、トの研究機関が応募する場合に限る。）
- ハ 貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済を証する書類について、直近の3年分

実施計画書について

- ・実施計画書の様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。
- ・郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

提出時必要な書類と提出期限

必要書類

実施計画書 1部

（用紙サイズは日本工業規格A4版、両面印刷、ホッチキス留めなし、中央下にページ番号付きとしてください。）

上記実施計画書のデータを納めた、FD又はCD-ROM 1枚

（データ形式は後述する形式のいずれかとします。）

添付書類 各1部

（添付書類がある場合は、各1部同封してください。）

提出方法及び期限

提出方法	郵送、宅配便、持参又は電子メール
提出期限	平成19年5月7日 17時必着

書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

（中央合同庁舎5号館26階）

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話 03-3581-3351(内線6858) FAX 03-3593-8263

メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

郵送、宅配便の場合は、封筒に「廃棄物対策推進事業 計画書」と朱書きしてください。

書類の提出に当たっての諸注意

用紙サイズは、A4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。

応募書類は返還致しません。

郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

メールにより提出する際の留意事項

実施計画書については、1つの研究計画書が1つのファイルになるように作成してください。

実施計画書のファイル形式は、WORD形式、EXCEL形式又は一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。

実施計画書以外に必要となる添付書類がある場合はPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。

メールでの応募の際には、1つのメールに1件の研究事業としてください。添付する実施計画書、その他書類は1つのメールに各1つとしてください。複数の実施計画書等が添付されている場合はすべての応募を無効とすることがあります。

応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過してしまう場合はご相談ください。

メール件名は、「19推進事業計画()」としてください。 には事務連絡担当者名を記入してください。

メールの送信は事務連絡担当者名が行ってください。また、メール本文の最後には、必ず事務連絡担当者名および経理担当者の所属・連絡先等を示す署名を記入してください。

添付ファイル名は、事務連絡担当者名を使用し、[19yamada.doc]（山田太郎の場合、「19'+事務連絡担当者名の名字」）いずれも半角小文字としてください。また、[.doc][.pdf]等拡張子の前の文字数は半角で10文字以内とし、それ以降は省略してください。

添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。

当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。

応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

4 採択について

(1) 採択の概要

応募された事業は、環境省に設置する外部有識者からなる「廃棄物処理等科学研究企画委員会」の評価の結果を踏まえ、環境省において採択します。

上記企画委員会で高い評価を得た課題が採択されます。

(2) 評価基準

評価基準は以下のとおりです。なお、審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。

事前評価（公募時）

「実施計画書」により、以下の項目の評価を行う。

- イ 学術的必要性：当該研究分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ロ 社会的必要性：社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ハ 計画の妥当性：事業の計画が十分に練られたものであるか。
- ニ 実施能力：所期の成果を上げることが期待できるか。

評価結果については、事業概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価（事業終了後）

「実績報告書」により、以下の項目の評価を行う。

- イ 目標の達成度：目標を達成したか。
- ロ 成果の学術的貢献度：当該研究分野の発展に貢献をしたか。
- ハ 成果の社会的貢献度：特に社会的要請の強い課題等に貢献したか。

評価結果については、事業概要とともに環境省ホームページにて公表します。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された事業については環境省ホームページに法人名（事務連絡担当者を含む。）及び事業の概要等を掲載します。

5 助成の内容

(1) 補助対象経費

研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限り、また、下記に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。

なお、費目については次表のとおり分類してください。

（表 廃棄物対策推進事業に関する費目）

直接 研究 経 費	謝金	事業の協力者に支払う謝金です。事業実施者には支払えません。 また、相当な期間を継続的に雇用する場合は補助対象となりません。雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。単価については、「 廃棄物処理等科学研究費補助金交付取扱要領（以下、「要領」という。） 」に規定している単価を超えて支給することはできません。
	旅費	事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は研究成果の

	発表を行うための旅費に限ります。
備品費	<p>研究用機械器具及び文献図書等の比較的原形のまま長期反復使用に耐えるものが対象となります。</p> <p>ただし、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料は、「借料及び損料」に計上してください。</p> <p>購入を希望する場合は、単価50万円以上の備品については、3社以上から見積を徴収し、最低価格を採用する（見積合わせ）など経費を極力削減できるような措置をとってください。また、交付申請段階で購入理由書の提出を求め、その必要性について審査します。</p>
消耗品費	事務用紙、文房具、燃料、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
印刷製本費	<p>文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。</p> <p>報告書にあつては、華美な装丁は必要ありません。</p>
通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であつて、 本事業に使用した料金であることが証明できる経費 です。
光熱水料	電気料、水道料、ガス料であつて、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。事業実施者の所属する機関等の所有する設備の損料等は補助対象とはなりません。
会議費	<p>研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり1,000円が限度となります。</p> <p>会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。</p>
賃金	資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、事業の遂行に必要となる人員の賃金が対象となります。
雑役務費	コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象になります。
委託費	<p>事業に直接必要な経費であり、自ら実施することが不可能な事業について他の機関等に委託して実施するための経費です。委託費の合計額が直接研究費に7分の3を乗じて得た金額を超える場合は、理由書を提出して頂く必要があります。</p> <p>また、その場合でも直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。委託費を計上する場合は、応募時点での委託予定機関、金額、内容等を見積を取得した上、できる限り詳細に記載してください。</p>
間接経費	<p>本補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、事業の実施に伴い事業実施者において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。</p> <p>直接経費（委託費を除く）に10分の3を乗じて得た金額を上限とします。</p> <p>なお、平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。</p>

(2) 補助金の交付

補助金の交付は、平成19年度予算の範囲内（約3,900万円の見込み）で行います。

6 留意事項

(1) 不正な経理処理があった場合

補助金の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合において、担当者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成17年3月22日環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要（代表研究者名又は共同研究者名、制度名、所属機関名、課題名、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究資金担当課によって、所管する競争的研究資金への応募が制限される場合がある。また、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月31日総合科学技術会議）」の考え方を当補助金に適用するため、今後、必要な確認書類等を求めることがある。

(2) 2. に掲げる事業の実施について

提案された事業が採択された場合、具体的な事業実施に当たり、効果的な事業の実施の観点や、研究事業との連携確保の観点などから、環境省と十分に協議して、事業の実施をしていただくこととなりますので、あらかじめご承知いただいた上で応募して下さい。

本事業は、前年度に行われた「廃棄物処理対策研究事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の課題の成果を普及させるために行われる事業等2. ～ に掲げる事業に限って補助されるもので、これ以外の研究成果、技術、製品を普及させるための事業ではありません。